

著作権等について

県出品作品については、現物の画像を県立教育センターのホームページに掲載いたします。知的財産権の取扱いに十分注意して、研究に取り組んでください。以下に主な注意事項を挙げておきます。もっと詳しい情報を知りたい場合は、文化庁のホームページ (<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/>) や著作権情報センターのホームページ (<https://www.cric.or.jp/>) などを確認してください。

知的財産権（著作権等）について

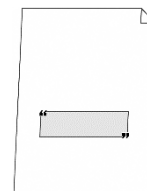
他人の研究や本、作品、インターネットから得た情報など、基本的に自分以外の人が作ったものを自分が研究したように作品に書いたり発表したりすることはできません。



引用

他人の著作物を自分の著作物の中に取り込むことができます。ただし、以下のような点に注意して引用してください。

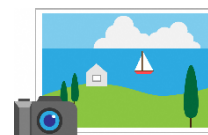
- 1 本編との関連性・必然性があること
- 2 自分の著作物と引用する著作物との主従関係が明確であること（自分が主で引用が従）
- 3 引用部分を改変しないこと
- 4 引用部分にカギカッコをつける、囲み線を入れるなど、自分の著作物と引用部分とが区別されていること
- 5 引用元が明記されていること



写真・絵・イラスト・楽曲

写真や絵、イラスト、楽曲も著作物です。

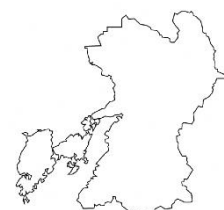
- 1 他人が撮った写真、他人が描いた絵やイラスト、インターネット上の写真・絵・イラスト・楽曲には、それを撮った人（作った人）に著作権があります。勝手に使うことはできません。観察・実験に使用したアプリ等についても、ロゴは掲載できません。
- 2 自分が撮った写真でも、他人が写っている場合、写っている本人に肖像権があります。許可なく勝手に使うことはできません。
- 3 自分が写った写真や動画でも、使用には十分注意してください。



地図

地図も著作物です。以下の点に注意してください。

- 1 研究作品に地図を印刷する場合には、出典の明示が必要です。
- 2 デジタルデータとしてインターネットに公開する場合（科学展出品作品の画像公開はこれにあたります）には、さらに各地図提供サービスで様々な規約があります。利用規約に従い、出典の明示で使える地図として Google Map や地理院地図 (<https://maps.gsi.go.jp>) などがあります。



特定の商品名や企業名など

研究に特定の商品名や企業名などを書くことは問題ありませんが、その商品等のイメージを傷つけるような表現は避けてください。